

# 令和7年度 東浅草小学校 いじめ防止対策基本方針

## 重点事項

- ①人権教育を基盤にした心の教育の推進
- ②「いじめ」の未然防止
- ③近年増加傾向・低年齢化傾向にあるネットいじめ防止
- ④いじめの訴えを誠実に受け止める。(被害者の立場に寄り添った指導)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されるものではない。「いじめ防止対策推進法」に基づき、都は、「東京都いじめ防止対策推進条例」・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を、区は「台東区いじめ防止対策推進基本方針」を策定した。この趣旨を踏まえ、「いじめ防止対策推進法 第13条」に基づき、本校の「基本的な方針」を策定する。

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

私たちは、地域・保護者・関係機関と一丸となって、子供たちの人権と生命を組織的に守り抜いていく決意で日々の教育活動にあたる。また、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもち、これを未然に防止するための取組を学校全体で行うことが必要である。

東浅草小学校においては、全ての児童が安心・安全に学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として、いじめ防止等に向けた取組を迅速かつ組織的に、また計画的に行う。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動等の児童、塾やスポーツクラブ等でその児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、その児童と何らかの人的関係があることを指す。

### <具体的ないじめの態様>

- ☐理由もなくいじわるなことをされる。
- ☐冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐SNS等を通じて嫌なことを書かれる。嫌なことをされる、させられる。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめゼロをめざす」を合い言葉として、「いじめは絶対に許さない」という強い理念のもと、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにあるとの認識をもち、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級・学校の風土を作ることが重要である。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要である。

#### (2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いとの認識を踏まえ、教職員は、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。そこで、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。また、**定期的な児童対象のアンケート**やスクールカウンセラーの利用、また、学級担任だけでなく、児童が話しやすい教職員に相談できるような環境の整備を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見あるいは通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、その児童の人格の成長を目指して、教育的配慮を踏まえた上で、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解のほか、保護者の協力や関係機関・専門機関と連携しながら取り組んでいく。

#### (4) 重大事態の発生と調査

##### ①重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、以下のようなケースが想定されるが、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- ◆児童生徒が自殺を企図した場合                      ◆身体に重大な傷害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合                      ◆精神性の疾患を発症した場合
- ◆相当の期間学校を欠席した場合

##### ②重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、台東区教育委員会に事態発生について速やかに報告する。

### 4 東浅草小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

いじめ防止・早期発見・対処等について組織的に取り組むため、その中核となる常設の「学校いじめ対策委員会」（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・該当学年の担任・スクールカウンセラー）を設置し、組織的にいじめに関わるわずかな兆候や懸念、児童からの訴え等に対して、迅速にかつ的確な対応をしていく。なお、この「学校いじめ対策委員会」は、いじめの早期発見・早期解決の取組だけでなく、いじめ防止に向けた教職員の研修の実施やいじめ防止のための児童への一斉指導の実施、児童対象のいじめに関するアンケート調査の実施等についても、その中心となって企画・運営を行う。

#### (2) いじめに関する相談体制

児童や保護者がいじめに関する相談をするための体制として、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーを「相談窓口」とする。そして、「相談窓口」にいじめに関する相談があった場合には、直ちに校長と副校長、学年主任、生活指導主任に連絡・報告するとともに、その内容を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を開催し、迅速かつ的確に対応する。